

火薬類に関する手数料を要する手続について

火薬類に関する手続のうち、手数料を要する手続について、記載します。

◆火薬類に関する手続(手続名をクリックすることで、各手続きの案内ページに移動します)

- 1 [火薬類製造営業許可申請](#)
- 2 [火薬類販売営業許可申請](#)
- 3 [火薬庫設置等許可申請](#)
- 4 [完成検査申請](#)
- 5 [火薬類譲渡許可申請](#)
- 6 [火薬類譲受許可申請](#)
- 7 [火薬類譲受消費許可申請](#)
- 8 [火薬類保安責任者免状交付申請](#)
- 9 [火薬類保安責任者免状再交付申請](#)
- 10 [保安検査申請](#)

※火薬類の製造、販売、貯蔵に関する手続きについては、一部の市町に事務が移譲しております。

※少量の火薬及び火工品の一部についての消費、譲渡及び譲受に関する手続き、並びに煙火の消費に関する手続きについては、各市町村に事務が移譲しております。

※猟銃用火薬類等の譲渡、譲受、消費等については、公安委員会が所管しております(火薬類販売営業許可を有する武器等製造法猟銃製造・販売業者が試射のために譲受、消費等を行う場合を除く)。

※火薬類保安責任者免状に関する手続きについては、甲種[乙種]取扱保安責任者免状及び丙種製造保安責任者免状(いずれも埼玉県で受験したものに限り)に関するものです。

※以降に記載している手続きに必要な添付書類は最低限必要な書類であり、手続き内容によっては、その他の書類の提出を求める場合があります。

1 火薬類製造営業許可申請

(1) 手続の目的

火薬類の製造(変形、修理、分解を含む)を行おうとする者が、製造所ごとに許可申請を行うもの。

ただし、火薬若しくは爆薬を製造する製造所であって、これを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関するものに限る。

なお、事業の承継を行う場合は改めて許可を受けなおす必要がある(ただし、会社の組織変更等、法人格の同一性が維持されている場合を除く)。

(2) 提出様式

製造営業許可申請書(火薬類取締法施行規則様式第1)

(3) 手数料

220,000 円 ※県が定める方法で納入すること。

(4) 添付書類

①事業計画書(※1)

②危害予防計画書(※1)

③定款の写し(法人の場合)

④火薬庫(共同使用)許可証の写し(同時申請の場合を除く)

又はもっぱら自己の用に供する火薬庫を占有していることを示す書類

⑤登記情報確認のための情報提供資料(※2)または登記事項証明書(法人の場合)

⑥戸籍謄本、住民票(個人であって、氏名・住所等の変更の場合)(※3)

⑦欠格事由に関わる証明書(身分証明書、登記されていないことの証明書)(※3、4)

※1 ①及び②の書類については、経済産業省令で定める技術上の基準等に係る必要事項について記載のあるもの。

※2 ご提出いただくことで、登記事項証明書の提出に代えることができます。

※3 ⑥及び⑦の書類については、郵送により当課まで送付してください。

※4 ⑦の書類については、法人の場合は役員全員のものを提出すること。

(5) その他

火薬類の製造(変形、修理、分解を含む)を行おうとする者は、以下の手続きも行う必要があります。

・危害予防規程認可申請書(法第28条)

・保安教育計画認可申請書(法第29条)

・火薬類製造保安責任者等選任届(法第30条、法第33条)

2 火薬類販売営業許可申請

(1) 手続の目的

火薬類の販売営業を行おうとする者が、販売所ごとに許可申請を行うもの。

(2) 提出様式

販売営業許可申請書(火薬類取締法施行規則様式第6)

(3) 手数料

- ・競技用紙雷管のみの許可 25,000 円
- ・上記以外の許可 110,000 円

※ いずれの場合も県が定める方法で納入すること。

(4) 添付書類

- ①事業計画書
- ②定款の写し(法人の場合)
- ③販売所の平面図及び案内図
- ④火薬庫(共同使用)許可証の写し(同時申請の場合を除く)
又はもっぱら自己の用に供する火薬庫を占有していることを示す書類(※1)
- ⑤登記情報確認のための情報提供資料(※2)または登記事項証明書(法人の場合)
- ⑥戸籍謄本、住民票(個人であって、氏名・住所等の変更の場合)(※3)
- ⑦欠格事由に関わる証明書(身分証明書、登記されていないことの証明書)(※3、4)

※1 ④については、競技用紙雷管等のみを販売する場合などで、火薬類取締法第13条ただし書きの許可を申請する際は、これらに代えて、ただし書きの規定に該当することを示す書類を提出してください。また、書類の記載内容に不備がある場合や併せて必要な手続きがなされていない場合等には、書類不備の取扱となる可能性がございますので、申請前にお問合せください。

※2 ご提出いただくことで、登記事項証明書の提出に代えることができます。

※3 ⑥及び⑦の書類については、郵送により当課まで送付してください。

※4 ⑦の書類については、法人の場合は役員全員のものを提出すること。

(5) その他

火薬類の販売営業を行おうとする者は、保安教育計画認可申請書(法第29条)も行う必要があります。

販売する火薬類の種類を変更しようとする場合など、火薬類取締法施行規則第81条の14で変更の報告をすべきとして掲げられている事項以外について変更しようとする場合には、改めて許可申請が必要です。

3 火薬庫設置等許可申請

(1) 手続の目的

火薬庫の新設、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可申請を行うもの。

(2) 提出様式

火薬庫設置等許可申請書(火薬類取締法施行規則様式第7)

(3) 手数料

・火薬庫の設置・移転許可 73,000 円

・火薬庫の構造・設備の変更許可 8,300 円

※いずれの場合も県が定める方法で納入すること。

(4) 添付書類

①火薬庫工事設計明細書(※1)

②火薬庫設置場所付近の略図(※1)

③登記情報確認のための情報提供資料(※2)または登記事項証明書(法人の場合)

④戸籍謄本、住民票(個人であって、氏名・住所等の変更の場合)(※3)

※1 ①及び②の書類については、経済産業省令で定める技術上の基準等に係る必要事項について記載のあるもの。変更許可申請の場合は、変更事項が明確にわかるもの。

※2 ご提出いただくことで、登記事項証明書の提出に代えることができます。

※3 ③及び④の書類については、郵送により当課まで送付してください。

(5) その他

火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類取扱保安責任者等選任届(法第30条、法第33条)の手続きも行う必要があります。

4 完成検査申請

(1) 手続の目的

火薬類製造施設又は火薬庫の設置、移転若しくは変更の許可を受けた者が、その工事の終了後に県が行う完成検査を受ける際に申請を行うもの。なお、火薬類製造施設又は火薬庫の設置、移転若しくは変更の工事をした場合、県が行う完成検査を受け、これらが、火薬類取締法第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、使用してはなりません。

(2)提出様式

完成検査申請書(火薬類取締法施行規則様式第14)

(3)手数料

- ・製造施設に関するもの 41,000 円
- ・火薬庫の設置又は移転 41,000 円
- ・火薬庫の構造又は設備の変更 23,000 円

※ いずれの場合も県が定める方法で納入すること。

5 火薬類譲渡許可申請

(1)手続の目的

火薬類を譲り渡す際に許可申請を行うもの。

(2)提出様式

火薬類譲渡許可申請書(火薬類取締法施行規則様式第9)

(3)手数料

1,200 円 ※県が定める方法で納入すること。

(4)添付書類

- ①譲渡理由書
- ②譲渡す相手方の譲受許可証の写し

(5)その他

火薬類取締法第17条第1項第1号及び第2号(製造業者が製造した火薬類を譲り渡すときや販売業者が火薬類を販売する目的で譲り受けた火薬類を譲り渡すとき)のいずれかに該当するときは申請不要です。

少量の火薬及び火工品の一部についての譲渡に関する手続きは、各市町村に事務が移譲しております。

猟銃用火薬類等の譲渡については、公安委員会が所管しております(火薬類販売営業許可を有する武器等製造法猟銃製造・販売業者が試射のために行う場合を除く)。

6 火薬類譲受許可申請

(1)手続の目的

火薬類を譲り受ける際に許可申請を行うもの。

(2)提出様式

火薬類譲受許可申請書(火薬類取締法施行規則様式第10)

(3)手数料

- ・火工品のみ 2,400 円
- ・火薬・爆薬の申請数量(合計)が 25 kg 以下 3,500 円
- ・火薬・爆薬の申請数量(合計)が 25 kg 超 6,900 円

※ いずれの場合も県が定める方法で納入すること。

(4)添付書類

- ①譲受現場の案内図
- ②火薬類の使用目的を明確にする書面
- ③申請火薬類の数量の算出根拠(参考書類)

(5)その他

火薬類取締法第17条第1項各号に該当するときは申請不要です。

少量の火薬及び火工品の一部についての譲受に関する手続きは、各市町村に事務が移譲しております。

猟銃用火薬類等の譲受については、公安委員会が所管しております(火薬類販売営業許可を有する武器等製造法猟銃製造・販売業者が試射のために行う場合を除く)。

7 火薬類譲受消費許可申請

(1)手続の目的

火薬類取締法施行規則第90条の2の規定により、火薬類の消費とあわせて譲り受けの許可申請を行うもの

(2)提出様式

火薬類譲受消費許可申請書(火薬類取締法施行規則様式第50)

(3)手数料

- ・火工品のみ 2,400 円
- ・火薬・爆薬の申請数量(合計)が 25 kg 以下 3,500 円
- ・火薬・爆薬の申請数量(合計)が 25 kg 超 6,900 円

※ いずれの場合も県が定める方法で納入すること。

(4)添付書類

- ①危害予防の方法

- ②火薬類消費計画書
- ③火薬類の消費を証する書面
- ④立ち退き同意書(必要な場合のみ)

(5)その他

火薬類取締法第17条第1項各号や法第25条第1項ただし書きの規定に該当するものは、本申請の対象外です。

少量の火薬及び火工品の一部(煙火を含む)についての譲受及び消費に関する手続きは、各市町村に事務が移譲しております。

猟銃用火薬類等の譲受及び消費については、公安委員会が所管しております(火薬類販売営業許可を有する武器等製造法猟銃製造・販売業者が試射のために行う場合を除く)。

火薬類の消費量が25kg/月以上の場合は、火薬類取扱保安責任者等選任届(法第30条、法第33条)の手続きも行う必要があります。

8 火薬類保安責任者免状交付申請

(1)手続の目的

火薬類保安責任者試験に合格した者が、免状の交付を申請するもの。対象となる免状は、甲種[乙種]取扱保安責任者免状及び丙種製造保安責任者免状(いずれも埼玉県で受験したものに限る)です。

(2)提出様式

火薬類保安責任者免状交付申請書(火薬類取締法施行規則様式第32)

(3)手数料

2,400 円 ※県が定める方法で納入すること。

(4)添付書類

試験に合格したことの証明書類(※)

※ 埼玉県で受験したものに限り、郵送により当課まで送付してください。

9 火薬類保安責任者免状再交付申請

(1)手続の目的

火薬類保安責任者免状を喪失し、汚損し、又は盗取されたときに、免状の再交付を申請するもの。

(2)提出様式

火薬類保安責任者免状交付申請書(火薬類取締法施行規則様式第35)

(3)手数料

2,400 円 ※県が定める方法で納入すること。

(4)添付書類

火薬類保安責任者免状(汚損の場合のみ)(※)

※ 埼玉県で受験したものに限りです。郵送により当課まで送付してください。

10 保安検査申請

(1)手続の目的

製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者が、県が行う保安検査を受ける際に申請を行うもの。なお、製造施設の検査と火薬庫の保安検査を両方受ける場合は、それぞれについて申請を行うこと。

(2)提出様式

保安検査申請書(火薬類取締法施行規則様式第18)

(3)手数料

41,000 円 ※県が定める方法で納入すること。